

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

丸八信用組合

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通り定めます

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当信用組合は、環境の変化を的確にとらえ組合員の皆様のニーズにあった金融サービスを提供できるよう積極的に取組を図っていますが、その一層の促進に向け、電子決済等代行業者との連携及び協働を実施してまいります。

2. 「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項の同意有無

当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項に同意し、全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）が締結する電子決済等代行業者と連携を行います。

3. 参照系オープンAPIの整備の可否・理由及び完了時期

当信用組合は、電子決済等代行業者が「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の2第2項第2号に掲げる行為を行うことができるオープンAPIについて、運営面での体制整備を完了しております。

4. 更新系オープンAPIの整備の可否・理由及び完了時期

当信用組合は、電子決済等代行業者が「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の2第2項第1号に掲げる行為を行うことができるオープンAPIの整備については、実施する予定はありません。

5. オープンAPIに係るシステムの設計、運用及び保守並びにその他の当該整備に係るシステム構築に関する方針

全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。

6. 連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

担当部署：丸八信用組合 管理課

電話番号：0120-7584-08

7. その他信用協同組合電子決済等代行業者が当信用組合との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。

以上